



要 請

平成 23 年 4 月 8 日

原子力災害対策本部
内閣総理大臣
菅 直人 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に
基づく平成 23 年 3 月 21 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。

- 1 福島県会津地方（喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、
下郷町及び南会津町）で産出された原乳
- 2 解除を申請する理由：別紙参照。
（別紙事項：検査計画、解除の考え方、解除後の出荷管理、検査実績、地図）

検査の計画（会津地域）

1 試料採取の単位

- (1) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下「考え方」）における乳の取扱い：クーラーステーション（CS）又は乳業工場単位で試料採取を行う。
- (2) 福島県における計画
以下の乳業工場単位で試料採取を行う。

① 会津中央乳業（喜多方市、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、三島町）

南会津町を除く地域の全ての酪農家の原乳を会津中央乳業に仕向けることとし、集乳車（ローリー）で生産量に応じて一定量を集乳し会津中央乳業に搬入する。

② 角田ミルクプラント（南会津町）

南会津町には酪農家が1戸しかなく、酪農家自らがプラントを所有し、産出した原乳の全てを用いて牛乳を製造販売しており、外部には原乳の出荷を行っていない。このため、当該酪農家については個別に検査を実施することとする。なお、これまでの3回の検査においても当該酪農家は検査を実施し、規制値を下回っていたところである。

2 採取の間隔

- (1) 「考え方」における乳の取扱い：概ね1週間毎に継続的に採取し分析する。

(2) 福島県における計画

県として野菜等他作物との調査計画を調整したところ、概ね1週間毎の検査が可能であることから、概ね1週間毎に原乳を採取する。

会津地域については、4月8日以前に3月19日、22日、29日にそれぞれ、喜多方市、会津美里町、南会津町、三島町、磐梯町、下郷町、猪苗代町の7市町の各1戸の酪農家から原乳を採取して検査しており、いずれの検査結果も100Bq/Kgを下回っているところである。

今後、4月7日に

- ① 会津中央乳業に集められた南会津町1農家を除く会津地域の全酪農家の原乳と

② 角田ミルクプラント（南会津町の酪農家）
からそれぞれ試料を採取する。

採取した原乳については、千葉県財団法人日本分析センターに送付して検査日の翌日に検査結果が出ることからこれを公表する。

解除の考え方

(1) 「考え方」における乳の取扱い・・・概ね 1 週間ごとに継続的に試料を採取し、3 回連続して 100 Bq/Kg 以下となる場合に、CS 又は乳業工場単位に属する市町村単位で解除する。

(2) 福島県における考え方

① 直近の検査結果

4 月 7 日に「検査の計画」1 (2) の会津中央乳業及び角田ミルクプラントから採取された原乳の検査結果は、ヨウ素及びセシウムいずれも検出限界以下であった。

② これまでの検査結果

○ 会津中央乳業（喜多方市、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、三島町）

4 月 8 日以前に 3 月 19 日、22 日、29 日にそれぞれ、喜多方市、会津美里町、三島町、磐梯町、下郷町、猪苗代町で酪農家から原乳を採取して検査しており、いずれの検査結果も 100 Bq/Kg を下回っているところである。

○ 角田ミルクプラント（南会津町）

4 月 8 日以前に 3 月 19 日、22 日、29 日に南会津町に 1 戸のみ存在する酪農家から原乳を採取し検査しており、いずれの検査結果も 100 Bq/Kg を下回っているところである。

③ 「考え方」の解除の要件との整合性について

3 月 19 日の検査については、この検査結果を基に福島県での出荷制限が指示されたものであり、解除のための検査結果として採用することには適さないと考える（なお、検査結果で一番高いものでも喜多方市の 96 Bq/Kg であり、それ以後の検査では 100 Bq/Kg を大きく下回っている状況）。

このため、3 月 22 日、3 月 29 日、4 月 7 日の 3 回を考慮する場合、検査毎の間隔はそれぞれ 7 日、9 日であり、概ねの範囲を前後最大 2 日とすれば概ね 1 週間にという要件は満たしているものとする。

また、会津中央乳業での検査では、酪農家戸数は 24 戸であるが、3 月 22 日及び 29 日の検査ではそれぞれ 6 市町から 1 戸ずつを対象としており、角田ミルクプラントの検査では、南会津町の全 1 酪農家が検査対象となっており、検査対象酪農家の全乳量は会津中央乳業の全乳量の 3 割強、角田ミルクプラントの農家で 100 % がカバーされており地域全域としても規制値を超えていないことが十分推測されるものである。

今回、会津中央乳業及び角田ミルクプラントの全ての酪農家から集乳した原乳も規制値を超えなかったことから、3 回連続して 100 B q / K g 以下となる場合と見なして問題がないと考える。

以上①、②、③から、今回、解除後の出荷管理を厳格に行うことを条件に会津地域の出荷制限の解除を申請するものである。

解除後の出荷管理

(1) 「考え方」における乳の取扱・・・解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。

(2) 福島県での取組

会津地域を解除した後も会津地域の原乳を、会津中央乳業の受入タンクに集めたもの及び角田ミルクプラントのものを定期的に検査するとともに、会津地域以外の地域の原乳の出荷制限措置が引き続き担保されるよう以下の取組を行う。

① 会津での定期的な検査

○ 定期検査時の原乳の取扱い

約1週間ごとに定期的に検査を実施する。

その際、試料採取には県の職員も立ち会い、検査結果が判明するまで留め置く。規制値を下回る検査結果が判明した後、県職員の確認の後、製品の製造を開始する。

○ 検査の結果規制値を上回った場合

留め置いている原乳は県職員の立ち会いのもと廃棄する。出荷規制の要否が判断されるまで原乳の出荷を自粛する。

② 会津中央乳業での対応

○ 受入乳量等の県への報告

会津中央乳業は原乳の受入を行う際、原乳の集荷を行う全農福島県本部及び福島県酪農協から、毎回酪農家名と出荷数量の提出を受け、それを毎回県に提出する。

また、県外産原乳を受け入れる場合は、出荷制限地域以外の原乳に限る。

○ 受け入れた原乳が会津中央乳業ですべて処理できない場合

会津中央乳業が一旦全ての原乳を受け入れた後、受入原乳の一部を処理できない場合は、県が指示する乳業工場に出荷する。

なお、脱脂粉乳を解除後はじめて製造する場合は、出荷する前に乳業メーカーが乳製品の検査を行い、規制値を下回ることを確認した上で出荷する。

③ 角田ミルクプラントでの対応

○ 生乳処理量等の県への報告

角田ミルクプラントは原乳の処理量及び生産された原乳がすべて同工場で処理されていることを毎日県に提出する。

また、県外産原乳を受け入れる場合は、出荷制限地域以外の原乳に限る。

④ 酪農家及び乳業への指導

○ 会津地域以外の酪農家への周知徹底と廃棄の確認

会津地域以外の酪農家に対して、原乳廃棄を引き続き周知するとともに、集乳を行っていないことと原乳の廃棄を行っていることを農協が県に報告する。

○ 出荷制限地域から会津地域へ移動した牛から産出する原乳の扱い

原乳廃棄の実効性を担保するため、酪農家及び関係者が会津地域の酪農家が県内他地域から搾乳を目的とした乳用牛を導入することを把握した場合は、県に通報するよう指導するとともに、原乳の出荷制限が解除されるまで、当該移動牛からの原乳の出荷は行わないよう会津地域の酪農家を指導し、域内酪農家の乳量を確認する。

○ 乳業への周知と報告

県内乳業及び近県の乳業者に対して、会津地域以外の地域での出荷制限は継続していることを再度周知し、会津中央乳業以外の県内乳業は、受入している原乳の原産地と受入量を毎日県に報告する。

⑤ 県と関係者との情報の共有

県全域での出荷制限の解除までの間、県と関係団体で連絡会議を立ち上げ、情報の共有化と周知徹底を図る。

また、消費者、流通業者に対しても適時・的確に情報を提供する。その際、乳業各社は HP 等で市場で流通している製品は、出荷制限地域の原乳は使用していないことを周知することとする。

緊急モニタリング検査結果(原乳)について 4月8日

地域	市町村名	第2回採取 3/22	第3回採取 3/29	第4回採取 4/8
		上段 ヨウ素 下段 セシウム	上段 ヨウ素 下段 セシウム	上段 ヨウ素 下段 セシウム
会津地域	喜多方市	25 ND	10 ND	ND ND
	下郷町	13 ND	ND ND	
	磐梯町	10 ND	ND ND	
	猪苗代町	7.9 ND	ND ND	
	会津美里町	ND ND	ND ND	
	三島町	6.1 ND	ND ND	
	南会津町	6.7 ND	ND ND	ND ND

福島県原乳出荷制限解除区域

0070Fukushima_A4C merger
papersize= 297mm x 210mm

